

議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年3月18日（水曜日）

開 会 午後 4時38分

閉 会 午後 5時03分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	五 本 幸 正

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高田 真里委員、高道委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目、令和元年6月定例会で本委員会に付託され、継続審査となっております

令和元年分請願第5号 議員の政治倫理に関する条例制定の請願を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、審査に入ります。

本請願について御意見等はありませんか。

高田 重信委員 この請願につきましては継続審査とさせていただいておりましたが、この間、勉強会など

もさせていただきながら、請願の願意—政治倫理の条例について、勉強会後に会派としても各地方都市の条例もいろいろと勉強しながら進めてきました。

そうした中で、先般の各派代表者会議におきまして、倫理については新しい取組も含めながら富山市議会としての独自の考え方もあるため、部会を設けたらどうかという提案をさせていただきました。そのときの結論としては、倫理に関することについては議会改革検討調査会で協議しましょうということになりました。

また、必ずしも条例という形になるのかどうかということも含めまして、我が会派としては議会改革検討調査会にお任せしたいと思しますので、この請願については不採択とさせていただきたいと思えます。

東委員

社民党会派としては、この請願が出ました昨年6月からずっと採択しようと、賛成の立場でやってまいりました。今、自民党会派から意見が出ましたけれども、半年もたっているのにずっと継続審査ということではなくて、しっかりと採択すべきというふうに考えます。

佐藤委員

この請願の理由の3番目にもありますが、私

ども公明党会派が2017年（平成29年）に真っ先に倫理条例の制定を提案した会派でございます。

今ほど高田 重信委員がおっしゃったとおり、基本的には政治倫理については議会改革検討調査会でいろいろと議論をしていくという流れで、先般の各派代表者会議でも改めてこれについて取り上げて、公明党としてもう一度、議会改革検討調査会で丁寧に議論をしよう。現状の倫理につきましても大変恥ずかしい話ですが、議員辞職勧告決議を可決しながらもいまだに辞職をしていない議員もいるというのが現実でございます。

いずれにしても、全ての会派、議員が一致してこれを構築するという丁寧な議論を求めるものでございますので、現状としてようやくもう一度再検討をとという流れで、議論がテーブルに乗ったところです。この請願の願意はよくわかりますけれども、改めて我々議会の流れを見守っていただきたいという思いで、継続審査をお願いします。

委員長

今ほど、本請願を継続審査としてはどうかとの御意見がありました。

そこで、継続審査についてお諮りいたします。本請願を継続審査とすることに賛成の諸君の

挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願を継続審査とすることは否決されました。

これより、令和元年分請願第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

それでは、令和元年分請願第5号についてお諮りいたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、令和元年分請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、協議事項２番目、今定例会において新たに本委員会に付託された
令和２年分陳情第２号 政務活動費の趣旨・
性質・運用指針などにつき「市民との意見交
換会」開催に関する陳情
を議題といたします。
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであり
ます。
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 それでは、審査に入ります。
本陳情について御意見等はありませんか。

江西委員 本陳情の趣旨に書いてありますが、「平成２
９年３月政務活動費の運用指針を策定されま
した」ということからスタートしますので、
現在の運用指針についてのことであります。
現在の政務活動費の運用指針について、政務
活動費の交付に関する条例と政務活動費の運
用指針の手引きを平成２９年６月に改正した
こと、また平成３０年３月に改正したこと
については、ホームページでそれぞれ公開され
ています。また、収支報告書と領収書等の証
拠書類も大変時期遅れですけれどもインター

ネットで公開されています。

実は、私は令和2年2月23日にこの陳情人が主催されている「市議会をもっと知ろう（第4回）」に、同じ会派の議員もう1名と参加してまいりました。ところが、参加した市民の方から、大変厳しいという運用指針をつくっているけれどもいろいろな指摘を受けたこと、また月額15万円の政務活動費を使い切っているといまだに誤解されている方が大変多くおられて驚いた次第です。

平成29年3月に策定した政務活動費の運用指針については、まさに私どもの会派の中でも補欠選挙以降は本当に一生懸命、厳しい運用指針をつくってやってきたというふうに考えております。もともとは政務調査に係るところから拡大されてきたものですが、現状ではそれを大変厳しく、それに限定したものだと思っております。現在報告している書類等も全て公にして、1件1件全て説明したいぐらいの気持ちでおります。

ただ、私どもがこれを進めていく中で、現在の運用指針を守れていないのではないだろうかという疑義を出したことが今までに何度かあります。市民の皆さんに、逆に私どものほうからお願いして、私ども自民党会派はどういうふうに考えてこのように厳しい運用指針

をつくって、どういう思いでまとめてきているのか、どうやって調査研究費やそれぞれの費目の支出をなるべく少なくするように努力をしてきたのか、それがどのように守られているのか、全会派どのようになっているのか。そういったことを市民との意見交換の場でぜひお話しさせていただきたいと思いますので、この陳情に関しては採択いただけないものかなと思っております。

押田委員

私も江西委員に賛同する立場でお話させていただきます。

市民の方から、政務活動費について教えていただきたいという意見がありました。議会だよりの一番後ろのページで政務活動費の特集を組んでいるものを見て、とある会派が政務活動費の支出で事務員に対して70%もの支出をしていると、これは一体どうなっているのかという素朴な疑問を投げかけられました。また、ほかの方からも、今までの報道にはないけれども自民党はいまだに政務活動費を使い切っているのかといった厳しい声がありました。

この点について言ってみれば、自民党は本来1人当たり年間180万円を使える中で、1人当たりの支出額は74万7,000円です。

一番多く使用している会派は180万円で151万6,000円程度使っているということをお伝えして、かなり驚かれたことがあります。

今言われた意見交換会などがあれば、実際の使い方や過去のイメージではない真実の使い方というものの御説明がかなりできることから、いい機会になるのではないかとというふうに思っております。かなり関心があることは間違いのないと思っております。

東委員

陳情の理由や今ほどの意見の中にもありましたけれども、インターネット等でかなりのものを見ることができるようになってきましたが、やはり実際に話し合う中で新たな疑問が出たり、会話することで市議会議員と市民の皆さんの信頼関係を深めていくということは大変重要だというふうに考えますので、この陳情に賛同いたします。

高田 重信委員

自民党の委員からちょっと意見が出ました。ここで言うと自民党で意見が分かれているということになるかもしれませんが、今ほどの陳情に対しましては、いろいろなところで説明責任も果たしてきているという自負もありますし、いろいろな改革も行ってきたという

形の中で、そして先般の政務活動費のあり方検討会においても、各派の代表者がいろいろ話し合った中で、統一した見解をなかなか見いだせないというのが今の市議会の現状だと思っています。

そのような中で意見交換会をすると、どの会派がどういった形でどのようにやっていくのか。どこが主導権を持ってやっていくのかということをもとめるのは不可能だと思っていますし、ましてや先般の議会だよりの政務活動費の特集を見ますと、おのおのの会派が政務活動費の在り方というものをもう一度しっかり勉強しない限り、市民に対する意見交換会というのは、甚だ難しいものだと思っています。

先ほど江西委員が言われましたが、自民党としては、まずは自民党で意見交換会をしっかりと行うべきだと思っていますので、先ほど2人が意見を言いましたけれども、そこもちょっと考えていただいて。自民党としてはこの陳情を不採択にしたいと思います。

佐藤委員

公明党としての意見を述べさせていただきます。

先ほど江西委員からお話がありましたとおり、私も陳情人の方のいわゆる意見交換会に参加

してまいりました。

そこで大変恐縮なのですが、陳情の趣旨に「広く公表されていません」とありますが、まずそのようなことは決してないということと、「使途の透明性を確保する」とありますが、先ほどの江西委員の意見と同じく、明確に誰でも見れるような体制をつくらせていただきました。

そして、何よりも今、高田 重信委員が話されたように、この陳情の理由の中に、「運用指針を作ったからそれでよしという消極的な」とありますが、私は政務活動費のあり方検討会の座長として、今現在も一生懸命ブラッシュアップをしているところであります。

陳情人は先般の検討会も傍聴されていたと思いますので、そういったことは十分理解していただいているものと思っています。この陳情の文言等については残念ながら幾つか一議会改革に努めるべきであるとありますが、議会改革を現在一生懸命しようとしていることは理解していただけるものというふうに思っております。

この陳情は、市民との意見交換会の開催や現状の運用指針について説明せよというような内容になっておりますが、今も政務活動費の運用指針は公表してありますし、またブラッ

シュアアップをしているところですので、動いている今の状況を説明せよというのはなかなか難しいという実態もあります。

現状で市民の方が疑念に思うようなことがあれば、各会派の使用状況を見ていただいて、各会派の者を呼んで話をさせていただくというような意見交換は今も十分にできる体制です。この陳情の思いについては大変理解できますけれども、もう既にできているというような思いでありますので、改めてこれを今、採択するという必要性は一内容について先ほど幾つか否定をさせていただきましたので、その点も御理解いただきたいと思います。公明党としては、この陳情は不採択でいいと思います。

委員長

その他の意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き、審査を継続します。
これより、令和2年分陳情第2号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
それでは、令和2年分陳情第2号についてお諮りいたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。
よって、令和2年分陳情第2号は不採択とすることに決定しました。
以上で、本委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
次に、協議事項3番目、各会派で御検討を
いただくことになっておりました意見書・決議
についてであります。
それでは、各会派で御検討いただきました結
果を順次お聞かせください。
まず、1番目の「放課後児童クラブの整備・
拡充を求める意見書」について、御意見をお
聞かせください。

佐藤委員 賛成です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提
出議案とすることに決定いたしました。
次に、2番目の「新たな過疎対策法の制定に
関する意見書」について、御意見をお聞かせ
ください。

高田 重信委員 賛成です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提
出議案とすることに決定いたしました。

次に、3番目の「IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては、議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、4番目の「自衛隊の中東派遣に反対する意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「新型コロナウイルス感染症対策についての意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 これは刻々と変化する中でもう既にやってきていることですので、改めて意見書として提出する必要はなしということで、反対です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「長時間労働規制を更に強化する法律の早期制定を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、7番目の「習近平の国賓招待を撤回するよう国に意見書を提出するよう求める意見

書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

東委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

最後に、8番目の「犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

東委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ここまでの協議内容について、事

務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果につきまして確認させていただきます。

全会一致となりましたのは1番、2番の2つです。3番から8番までは一致にならなかったということでございます。

次に、全会一致のものにつきましては、議会運営委員会の委員の中で御提案をいただいておりますので、提案者を発表させていただきます。

まず、1番目の「放課後児童クラブの整備・拡充を求める意見書」につきましては議員提出議案第2号で柞山委員から提案をお願いいたします。

次に2番目の「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」につきましては議員提出議案第3号で佐藤委員から提案をお願いいたします。以上でございます。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項４番目、議員派遣の件についてであります。

このことについて、お手元に資料を配付しておりますが、この件は、２５日（水曜日）の本会議において議題となる予定であります。そこで、この件については、会議規則第３７条第３項の規定により提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思っておりますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この件における質疑及び討論の通告期限についてですが、まず質疑については、３月２４日（火曜日）の午後５時まで、討論については、同日、正午までにお願いします。最後に、今定例会最終日に当局から追加提案されます「包括外部監査契約締結の件」につきましては、所管の総務文教委員長から、委員会付託を省略することと決した旨の報告がありましたので、当日は提案理由説明、質疑の後、委員会付託の省略を諮り、討論・採決を行いますので、御承知おき願います。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、３月２３日（月曜

日) 午前10時から開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 3 月 定 例 会
(令和 2 年 3 月 1 8 日)

議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 真 里

署名委員 高 道 秋 彦